

## 平成28年度からの軽自動車税について

原動機付自転車及び二輪車などは平成28年度から適用されます。三輪及び四輪以上の軽自動車は最初の新規検査を受けた年月によって税率が変わります。

最初の新規検査とは、今までに車両番号の指定を受けたことのない軽自動車を新たに使用するときを受ける検査です。新規検査年月は車検証の初度検査年月欄に記載されています。

### ◆原動機付自転車及び二輪車等

原動機付自転車	総排気量	定格出力	平成28年度から
	50cc以下	0.6kw以下	2,000円
50cc超 90cc以下	0.6kw超0.8kw以下	2,000円	
90cc超 125cc以下	0.8kw超	2,400円	
ミニカー(三輪以上)20cc超	ミニカー(三輪以上)0.25kw	3,700円	
小型特殊自動車	農耕作業用	2,000円	
	その他	5,900円	
軽二輪	125cc超 250cc以下	3,600円	
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円	

### ◆三輪及び四輪以上の軽自動車

車種区分		税 額				
		現行税率	新税率	重課税率		
軽自動車	三輪(660cc以下)		3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
			営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
			営業用	3,000円	3,800円	4,500円

#### ・現行税率

現行税率は、平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両で、新規検査から13年を経過するまで適用されます。

#### ・新税率

新税率は、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両で、新規検査から13年を経過するまで適用されます。

#### ・重課税率

重課税率は、最初の新規検査から13年を経過した軽自動車に対して平成28年度から適用されます。

【平成28年度から重課税率が適用される車両】

平成14年12月31日以前に最初の新規検査を受けた車両は、平成28年度から重課税率の対象となります。

◆軽自動車税のグリーン化特例

車種区分				税 額				
				電気自動車 天然ガス自動車※1		ガソリン車 ハイブリッド車※2		
				新税率の75%軽減		新税率の50%軽減※3		
軽自動車	三輪(660cc以下)			1,000円	2,000円	3,000円		
	四輪以上	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円		
			営業用	1,800円	3,500円	5,200円		
		貨物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円		
			営業用	1,000円	1,900円	2,900円		

※1 平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減

※2 いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限る

※3 乗用：平成32年度燃費基準値より+20%達成  
貨物：平成27年度燃費基準値より+35%達成

※4 乗用：平成32年度燃費基準達成  
貨物：平成27年度燃費基準値より+15%達成

・グリーン化特例

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた軽自動車で、排出ガス性能と燃費性能に優れた環境負荷の小さいものについて平成28年度分の軽自動車税に限り、税額を軽減するグリーン化特例が適用されます。